





記載欄名	記入すべき事項
⑥ 源泉徴収税額(つづき)	<p>ただし、災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。</p> <p>(注) 源泉徴収票の作成日現在で未払の給与等があるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を内書きしてください。</p>
⑦ 控除対象配偶者の有無等	<p>【有】、【無】欄 主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をした場合には「有」欄に、しなかった場合には「無」欄に○を付してください。</p> <p>【従有】、【従無】欄 従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をした場合には「従有」欄に、しなかった場合には「従無」欄に○を付してください。</p> <p>【老人】欄 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合に○を付してください。</p>
⑧ 配偶者特別控除の額  年末調整をした受給者のみ記入してください。	<p>「給与所得者の配偶者特別控除申告書」に基づいて控除した配偶者特別控除額を記入してください。</p> <p>(注) 受給者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合や、配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合又は76万円以上の場合には配偶者特別控除は受けられません。</p>
⑨ 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	<p>【特定】欄 特定扶養親族がいる場合には、次により記入してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記入してください。</p> <p>【老人】欄 老人扶養親族がいる場合には、次により記入してください。 「左の欄の点線の右側」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、「点線の左側」には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記入し、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記入してください。</p> <p>【その他】欄 特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合には、次により記入してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記入してください。</p>
⑩ 障害者の数(本人を除く。)	<p>【特別】欄 「点線の右側」には、控除対象配偶者や扶養親族が特別障害者である場合のその人数を、「点線の左側」には、そのうち同居を常としている方の人数を記入してください。</p> <p>【その他】欄 特別障害者以外の障害者の人数を記入してください。</p>
⑪ 社会保険料等の金額	<p>給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記入してください。</p> <p>(注) 1 中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料等の金額を含みます。 2 小規模企業共済等掛金(※)の額については、これを内書きしてください。 ※ 小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行ういわゆる心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を含みます。</p>
⑫ 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額  年末調整をした受給者のみ記入してください。	<p>「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記入してください。</p>

記載欄名	記入すべき事項
<p>⑬ 住宅借入金等特別控除の額</p> <p> 年末調整をした受給者のみ記入してください。</p>	<p>年末調整の際に「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記入してください。</p> <p>(注)「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」により計算した（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記入します（ 記載例3 を参照）。</p>
<p>⑭ 配偶者の合計所得 新生命保険料の金額 旧生命保険料の金額 介護医療保険料の金額 新個人年金保険料の金額 旧個人年金保険料の金額 旧長期損害保険料の金額</p> <p> 年末調整をした受給者のみ記入してください。</p>	<p>【配偶者の合計所得】欄 配偶者特別控除の適用を受けた方について、配偶者の平成 27 年中の合計所得金額を記入してください。</p> <p>【新生命保険料の金額】【旧生命保険料の金額】欄 平成 27 年中に支払った一般の生命保険料のうち、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」欄へ、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」欄へ記入してください。</p> <p>【介護医療保険料の金額】欄 平成 27 年中に支払った介護医療保険料の金額を記入してください。</p> <p>【新個人年金保険料の金額】【旧個人年金保険料の金額】欄 平成 27 年中に支払った個人年金保険料のうち、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新個人年金保険料の金額」欄へ、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧個人年金保険料の金額」欄へ記入してください。</p> <p>【旧長期損害保険料の金額】欄 地震保険料の控除額のうち平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る控除額が含まれている場合には、平成 27 年中に支払った当該長期損害保険料の金額を記入してください。</p>
<p>⑮ (摘要)</p>	<p>① 年末調整の際、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けた方については、その適用を受けた家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供した年月日（※1）を記入し、その住宅の取得等が特定取得（※2）に該当する場合には、その旨も記入してください。</p> <p>※1 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）の適用を受ける方について 上述の年月日が、震災特例法第 13 条の 2 第 1 項の規定による住宅借入金等特別控除の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、併せてその適用を受けている「適用区分（控除の種類）（10 ページの記載例を参照）」を記入してください。</p> <p>※2 「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。</p> <p>なお、住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額（10 ページの記載例を参照）」を記入してください。</p> <p>また、2 以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除等の適用を受けている方については、その住宅の取得等ごとの適用を受けている「適用区分（控除の種類）（10 ページの記載例を参照）」及び「借入金等年末残高」を居住の用に供した年月日と併せて記入します。</p> <p>（6 ページ【給与所得の源泉徴収票の「(摘要)」欄の記入について】を参照してください。）</p> <p>② 社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等（※）の金額について、「国民年金保険料等の金額×××円」と記入してください。</p> <p>※ 国民年金保険料等とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。</p> <p>③ 年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、（イ）他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額、（ロ）他の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、（ハ）他の支払者のもとを退職した年月日を記入してください。</p> <p>④ 「賃金の支払の確保等に関する法律」第 7 条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記入してください。</p> <p>⑤ 控除対象配偶者及び扶養親族（※）の名前を記入してください。</p> <p>※扶養親族のうち、16 歳未満の扶養親族の名前は「〇〇（年少）」と記入してください。</p>

記載欄名	記入すべき事項
<p>⑮ (摘要) つづき</p>	<p>⑥ 「16歳未満扶養親族」欄には、扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の人数を記入してください。 <small>(注) 1 16歳未満の扶養親族とは、平成12年1月2日以後に生まれた方をいいます。 2 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。</small></p> <p>⑦ 災害により被害を受けたため給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、「災害者」欄に○を付すとともに、徴収猶予税額を記入してください。</p> <p>⑧ 租税条約に基づいて源泉所得税額の免除を受ける方については、「○○条約○○条該当」と赤書きしてください。</p> <p>⑨ 「未成年者」から「勤労学生」までの各欄は、その受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。 <small>(注) 1 ここでいう未成年者とは、平成8年1月3日以後に生まれた方をいいます。 2 「寡婦」欄の「特別」とは、寡婦控除の特例を受ける寡婦をいいます。</small></p> <p>⑩ 年の途中で就職や退職(死亡退職を含みます。)した方については「中途就・退職」の該当欄に○を付し、その年月日を記入してください。</p>
<p>⑯ 支払者</p>	<p>給与等の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記入してください。</p>

3 その他の注意事項

- (1) 上記 **1 提出する必要がある方** 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】(2)に掲げる提出範囲は、弁護士等に給与等として支払っている場合の提出範囲であり、これらの方に報酬等として支払う場合には、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出対象となります。
- (2) 「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成枚数
 税務署へ提出を要する受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を税務署提出用と受給者交付用として各1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計4枚、税務署へ提出を要しない受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計3枚を作成してください。
(注) 非居住者の方に給与等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、28ページ **非居住者又は外国人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について**を参照してください。
- (3) 「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、平成28年1月1日現在において給与等の支給を受けている全ての受給者のものを関係市区町村(原則として受給者の平成28年1月1日現在の住所地の市区町村)に提出してください。
 なお、年の途中で退職した方については、平成28年2月1日までに、退職時の住所地の市区町村に給与支払報告書を提出してください(退職した方に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合、提出を省略することができます。)
- (4) 「給与所得の源泉徴収票」は、上記 **1 提出する必要がある方** 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】に掲げる提出範囲にかかわらず、**全ての受給者について作成の上、平成28年2月1日まで**(年の途中で退職した方の場合は、退職の日以後1か月以内)に受給者に交付しなければなりません。
 なお、「全ての受給者」には、国内に住所又は1年以上居所を有する居住者である外国人従業員も含まれますので、その外国人従業員にも必ず「給与所得の源泉徴収票」を交付してください。
(注) 1 「給与所得の源泉徴収票」については、平成27年中に退職した受給者分を取りまとめて平成28年2月1日までに提出しても差し支えありません。
2 「給与所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供(電子交付)をすることができます。詳しくは、27ページ **給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について**を参照してください。
- (5) 平成28年の中途において退職した受給者に係る給与所得の源泉徴収票(平成28年1月1日以後の給与等の支払に係る給与所得の源泉徴収票)には、受給者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。詳しくは、31ページ **社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の概要**を参照してください。

【給与所得の源泉徴収票の「(摘要)」欄の記入について】
 年末調整の際、控除しきれない(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の金額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄に「住宅借入金等特別控除可能額」を記入する必要があります。
 また、2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除等の適用を受ける場合には、その住宅の取得等ごとにこれらの適用を受けている「適用区分(控除の種類)」及び「借入金等年末残高」を記入する必要があります。さらに、震災特例法第13条の2第1項(住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除)に係る控除の適用を受ける場合には、その適用を受けている「適用区分(控除の種類)」を記入しなければなりません。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。

記載例 1

年末調整を行った一般の受給者の場合

- ① 国税太郎は、〇〇産業株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
- ② 年末調整の際に、社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料の金額があります。
- ③ 平成 27 年中に支払った生命保険料控除の対象となる生命保険料は以下のとおりです。
 - ・平成 24 年 1 月 1 日以後に契約を締結した一般の生命保険料【新生命保険料】
 - ・平成 23 年 12 月 31 日以前に契約を締結した一般の生命保険料【旧生命保険料】
 - ・平成 24 年 1 月 1 日以後に契約を締結した介護医療保険料
 - ・平成 24 年 1 月 1 日以後に契約を締結した個人年金保険料【新個人年金保険料】
 - ・平成 23 年 12 月 31 日以前に契約を締結した個人年金保険料【旧個人年金保険料】



この「給与所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「平成 27 年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄、「平成 27 年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」の「生命保険料控除」欄を基にして必要な事項を記載します。

【平成 27 年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿】

氏名		(フリガナ) コクゼイ タロウ 国税太郎		整理番号																
		(生年月日 明・大) 平 47 年 11 月 25 日																		
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 円																				
同上の税額につき還付又は徴収した月区分																				
<table border="1"> <tr> <th>月別</th> <th>還付又は徴収した税額</th> <th>差引</th> <th>残高</th> <th>月別</th> <th>還付又は徴収した税額</th> <th>差引</th> <th>残高</th> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table>					月別	還付又は徴収した税額	差引	残高	月別	還付又は徴収した税額	差引	残高	円	円	円	円	円	円	円	円
月別	還付又は徴収した税額	差引	残高	月別	還付又は徴収した税額	差引	残高													
円	円	円	円	円	円	円	円													
扶養控除等の申告	申告の有無	控除対象配偶者	一般の扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族	障害者等	従たる給与から控除する控除対象配偶者と扶養親族の合計数	配偶者の有無												
	有	有	有	有	有	有	有	有												
	無	無	無	無	無	無	無	無												
	無	無	無	無	無	無	無	無												
区		分		金		額		税												
給料・手当等		①		5,265,000		円		③ 97,530												
賞与等		④		1,570,000		円		⑤ 51,592												
計		⑦		6,835,000		円		⑧ 149,122												
給与所得控除後の給与等の金額		⑨		4,951,500		円		配偶者の合計所得金額 (円)												
社会保険料等	給与等からの控除分	⑩		815,994		円		旧長期損害保険料支払額 (円)												
	申告による社会保険料の控除分	⑪		176,460		円		⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額												
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫				円		⑪のうち国民年金保険料等の金額												
生命保険料の控除額		⑬		115,000		円														
地震保険料の控除額		⑭		44,800		円														
配偶者特別控除額		⑮				円														
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑯		1,140,000		円														
所得控除額の合計額		⑰		2,292,254		円														
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額		⑱		2,659,000		円		⑱ (1,000円未満切捨て)												
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		⑳		140,000		円														
年調所得税額(⑱-⑳、マイナスの場合は0)		㉑		28,400		円														
年調年税額(㉑×102.1%)		㉒		28,900		円		㉒ (100円未満切捨て)												
差引超過額又は不足額(㉒-⑧)		㉓		120,222		円														
超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉔				円														
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉕				円														
の精算	差引還付する金額(㉓-㉔-㉕)	㉖		120,222		円														
	同上的本年中に還付する金額	㉗		120,222		円														
不足額の精算	うち翌年において還付する金額	㉘				円														
	本年最後の給与から徴収する金額	㉙				円														
不足額の精算	翌年に繰り越して徴収する金額	㉚				円														

(e) 社会保険料控除額 (⑩+⑪+⑫)
815,994 円+176,460 円+0 円
=992,454 円

○ (k) 欄の記入について
次ページの「給与所得の源泉徴収票」の(k)欄「住宅借入金等特別控除の額」には⑳欄の金額を記入します。ただし、「㉑欄<㉒欄((特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額よりも多い)」場合、(k)欄には算出所得税額を限度に記入します。
また、この場合には(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(㉒欄)を源泉徴収票の「(摘要)」欄の「住宅借入金等特別控除可能額」に記入します。

【平成 27 年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書】

◆給与所得者の保険料控除申告書◆									
保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) (a)	給与の支払者の確認印	
				氏名	あなたとの続柄				
△△生命	養老	10年	国税太郎	国税昌子	妻	新・旧	(a) 24,000 円		
□□生命	養老	10年	国税太郎	国税昌子	妻	新・旧	(a) 36,000		
						新・旧	(a)		
						新・旧	(a)		
A	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A 24,000 円	Aの金額を下の計算式 I (新保険料等)に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円) 22,000 円	計(①+②)	③ (最高40,000円) 40,000 円		
B	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B 36,000 円	Bの金額を下の計算式 II (旧保険料等)に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円) 30,500 円	②と③のいずれか大きい金額	④ 40,000 円		
C	(a)の金額の合計額	C 48,000 円	Cの金額を下の計算式 I (新保険料等)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円) 32,000 円				
D	〇〇生命	××年金	30年	国税太郎	国税太郎 支払開始日2032・1・1	新・旧	(a) 53,000 円		
	××生命	△△年金	30年	国税太郎	国税太郎 支払開始日2032・1・1	新・旧	(a) 72,000		
E	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D 53,000 円	Dの金額を下の計算式 I (新保険料等)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円) 33,250 円	計(④+⑤)	⑥ (最高40,000円) 40,000 円		
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E 72,000 円	Eの金額を下の計算式 II (旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高50,000円) 43,000 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑦ 43,000 円		
計算式 I (新保険料等)			計算式 II (旧保険料等)			生命保険料控除額 計(④+⑥+⑦) (最高120,000円) 115,000 円			
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式			
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額			
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円			
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円			
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円			



源泉徴収簿の(a)～(1)欄、保険料控除申告書の A～E 欄の金額を、源泉徴収票の同記号の欄に記入してください。

【平成 27 年分給与所得の源泉徴収票 (給与支払報告書)】

平成27年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(受給者番号)
	東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関アパート501号	氏名 コクゼイ タロウ (フリガナ) 国税 太郎 (役職名)	
(d)	種別	支払金額	給与所得控除後の金額
(c)	給与・賞与	6 835 千 000 円	4 951 千 500 円
(j)	所得控除の額の合計額	2 292 千 254 円	源泉徴収税額
(1)			28 900 円
(b)	控除対象配偶者	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数
(e)	の有無等	老人	障害者の数(本人を除く)
(g)	有 無 従有 従無	千 円	特別 其他
(h)			社会保険料等の金額
(a)			992 454 円
(k)			生命保険料の控除額
			115 000 円
(i)	(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額	国民年金保険料等の金額	介護医療保険料の金額
	居住開始年月日 H21.3.14	176,460 円	48,000 円
	妻 昌子 子 浩 冬悟 (年少)	配偶者の合計所得	新個人年金保険料の金額
	A →	24,000 円	53,000 円
	B →	36,000 円	72,000 円
			旧個人年金保険料の金額
			19,600 円
	中途就・退職	受給者生年月日	
	就職 退職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日	27	○ 47 11 25
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区大手町1-1-3	
	氏名又は名称	〇〇産業 株式会社 (電話) 03-3581-XXXX	

記載例 2

就職前に他の支払者から受けた給与等を通算して年末調整を行った受給者の場合

【平成27年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿】

氏名	(フリガナ) コクセイ タダシ 国税 正	整理番号	
前年の年末調整に基づき繰り越した不足税額	円		
同上の税額につき還付又は徴収した月区分	月別 還付又は徴収した税額 差引 残高 月別 還付又は徴収した税額 差引 残高		
扶養控除等の申告の有無	申告対象配偶者一般 老人 扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族 同居老親等 その他 障害者等		
区	分	金	額
給料・手当等	①	4,575,000	③ 124,560
賞与等	④	1,577,000	⑥ 128,809
計	⑦	6,152,000	⑧ 253,369
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,381,600	配偶者の合計所得金額
社会保険料等	⑩	816,445	旧長期損害保険料支払額
申告による社会保険料の控除分	⑪		()
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫		⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額
生命保険料の控除額	⑬		()
地震保険料の控除額	⑭		⑩のうち国民年金保険料等の金額
配偶者特別控除額	⑮		()
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	380,000	
所得控除額の合計額	⑰	1,196,445	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱	3,185,000	⑲ 221,000
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳		
年調所得税額(⑱-㉑、マイナスの場合は0)	㉑	221,000	
年調年税額(㉑×102.1%)	㉒	225,600	
差引超過額又は不足額(㉒-⑧)	㉓	27,769	
超過額の精算			
不足額の精算			

- ① 国税正は、平成27年4月1日に〇×産業株式会社に就職する前に株式会社神戸商事に勤めていたため、神戸商事からの給与等を通算して年末調整を行っています。
- ② 株式会社神戸商事が退職時に発行した源泉徴収票に基づき次の金額を含めて年末調整をしています。

支払金額	975,000 円
源泉徴収税額	31,140 円
社会保険料控除額	126,945 円

この「給与所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「平成27年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄を基にして必要な事項を記載します。

(C) 社会保険料控除額 (⑩+⑪+⑫)
816,445 円+0 円+0 円=816,445 円

源泉徴収簿の(a)～(e)欄の金額を、源泉徴収票の同記号の欄に記入してください。

【平成27年分給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）】

平成27年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 東京都中野区中野4-x-00	氏名 (受給者番号) 国税 正	氏名 (フリガナ) コクセイ タダシ	氏名 (役職名)国税 正
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
(a) 給与・賞与	6,152,000	4,381,600	1,196,445	225,600
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	障害者の数(本人を除く。)	社会保険料等の金額
有 無 従有 従無	千 円	人 従人 内; 人 従人 内; 人 従人 内	人 従人 内; 人 従人 内; 人 従人 内	千 円
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額	国民年金保険料等の金額	介護医療保険料の金額	配偶者の合計所得	新制人年保険料の金額
千 円	円	円	円	円
扶養親族未届満	未成人者	外国人	死亡退職者	災害者
人	人	人	人	人
支払者	住所(居所)又は所在地 東京都千代田区大手町1-1-3	中途就・退職	受給者生年月日	
氏名又は名称	〇×産業 株式会社	就職 退職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日	〇 51 5 13	
		(電話) 03-3581-XXXX		

○「(摘要)」欄の記入について

- ・他の支払者の所在地、名称等
- ・他の支払者のもとを退職した年月日
- ・他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額

記載例 3

年末調整において2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除等の適用を受けた場合

この記載例は、年末調整において2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除等の適用を受けており、当該控除額が算出所得税額を超えている受給者の例です。

平成27年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算			
項目	住宅借入金等の内訳	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	項目	金額等	円
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	①				増改築等に係る借入金等の年末残高	⑥	
家屋又は土地等の取得対価の額	②	(下の②)	(下の②)	(下の②)又は(下の②)	増改築等の費用の額	⑦	(下の⑦)
家屋の総床面積又は土地等の総床面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	③	(下の③)㎡	(下の③)㎡	(備考(注1)参照) %	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	⑧	(下の⑧) %
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	④				増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)	⑨	
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	⑤			11,500,000	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑨×⑧)	⑩	9,000,000
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	⑪				連帯債務による住宅借入金等の年末残高		
特定増改築等の費用の額(備考(注2)参照)	⑫	(下の⑫)			年間所得の見積額		
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑪と⑫の少ない方)(備考(注2)参照)	⑬				備考		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑬×1%)	⑭	205,000					

新築又は購入した家屋に係る事項				増改築等をした部分に係る事項			
項目	家	地	土地等	項目	増改築等	増改築等	増改築等
居住開始年月日	④	平成22年3月1日		居住開始年月日	⑤	平成26年5月20日(特定)	
家屋又は土地等の取得対価の額	⑥			増改築等の費用の額	⑦		
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	⑧			⑦のうち居住用部分の費用の額	⑨		
⑧のうち居住用部分の床面積又は面積	⑩			特定増改築等の費用の額	⑫		
				(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑬		

平成27年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	氏名(フリガナ)	氏名(役職名)
神奈川県横浜市中区山下町4-×	国 税 花子	コケセイ ハナコ		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額
給料・賞与	6,847,500	4,962,750	2,099,846	0
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額
○	126,510(特定)	1	1	909,846
住宅借入金等特別控除可能額	205,000	借入金等年末残高(居住開始年月日)	11,500,000	地震保険料の控除額
		借入金等年末残高(居住開始年月日)	9,000,000	50,000
		配偶者の合計所得		住宅借入金等特別控除額
		新学術振興料の金額		188,700
		旧学術振興料の金額		
		旧生命保険料の金額		
扶養親族	未成・未成年	外国籍	障害者	乙種
1人				
中途退社・退職	就職	退職	年	月
	27			
住所(居所)又は所在地	東京都千代田区大手町1-1-3			
氏名又は名称	〇〇産業株式会社			

【平成27年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿】

区	分	金額	税	額
給料・手当等	①	4,980,000	③	80,640
賞与等	④	1,867,500	⑥	114,403
計	⑦	6,847,500	⑧	195,043
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,962,750	配偶者の合計所得金額	
社会保険料等申告による社会保険料の控除額	⑩	909,846	旧長期損害保険料支払額	
申告による小規模企業共済等掛金の控除額	⑪		⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額	
生命保険料の控除額	⑫		⑪のうち国民年金保険料等の金額	
地震保険料の控除額	⑬	50,000		
配偶者特別控除額	⑭			
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑮	1,140,000		
所得控除額の合計額(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	⑯	2,099,846		
差引課税給与所得金額(⑨-⑯)	⑰	2,862,000	⑱	188,700
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑲	205,000		
年調所得税額(⑰-⑲)、マイナスの場合は0	⑳	0		
年調年税額(⑳×102.1%)	㉑	0		
差引超過額又は不足額(㉑-⑱)	㉒	195,043		
超過額	㉓			

2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除等の適用を受けている場合は、源泉徴収票の摘要欄に「適用区分（控除の種類）」及び「借入金等年末残高」を記入します。
 ※ 適用区分(控除の種類)の記入例
 「住」・・・一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む）
 「認」・・・認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
 「増」・・・特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
 「震」・・・東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から平成31年6月30日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合

※ 「増」、「震」の適用を受ける方は2以上の（特定増改築等）住宅借入金特別控除等を受けるかどうかにかかわらず、「適用区分（控除の種類）」を記入してください。
 ※ 住宅の取得や増改築などが特定取得（5ページの「⑩（摘要）」欄参照）に該当する場合は、居住開始年月日の後に「(特定)」と記入してください。